

働く人の元気が企業の元気に

企業の明るい未来のために

“**地域産業保健センター**”を活用しましょう

島根産業保健総合支援センター・地域産業保健センターからのお知らせ

1

健康診断を実施していますか？

義務

(労働安全衛生法第66条)

- 労働安全衛生法に基づき、企業や組織はそこで働く**労働者に健康診断を実施**しなくてはならないと定められています。
- 健康診断は企業の運営を支える大切な**労働者の健康を守る**ため不可欠なものです。**必ず実施**するようにしましょう。
- 業務によって義務付けられている**健康診断の種類**が異なります。確認して**正しく実施**しましょう。

2

健康診断後はどのような

対応をしていますか？

- 労働者の健康を確保するためには、**健康診断後の対応（事後措置）が重要**になります。労働安全衛生法に基づき**義務**とされている内容もありますので、以下の内容を参考に今一度確認しましょう。

●健康診断の結果の記録

(労働安全衛生法第66条の3)

健康診断の結果受領後は、それぞれの健康診断によって定められた期間、記録・保存しておかなければなりません。

義務

●労働者へ健康診断結果の通知

(労働安全衛生法第66条の6)

健康診断の結果は、労働者個人に通知しなければなりません。

義務

●健康診断結果に基づく保健指導

(労働安全衛生法第66条の7)

健康診断の結果で特に健康の保持に努める必要がある労働者に対し、医師や保健師による保健指導を行うよう努めてください。

努力
義務

受診勧奨を行っていますか？

事業者は、健診の結果で

- ・要再検査
- ・要精密検査

等と判定された労働者に対してプライバシーに配慮しながら、医療機関を受診するように働き掛けてください。

健康診断後はどのような 対応をしていますか？

●健康診断の結果について 産業医等からの意見聴取

(労働安全衛生法第66条の4)

義務

健康診断を受けた医療機関や健診施設から診断結果を受領し、「異常所見の有無」を確認します。健診の結果で当該健診項目に異常所見があると医師等に診断された労働者（有所見者）については、今後の就業について医師等から

- ・通常勤務
- ・就業制限
- ・要休業

等の就業上の措置に関する意見を聴取しなければなりません。

(健診日から原則3カ月以内)

●健康診断実施後の措置

(労働安全衛生法第66条の5)

義務

健康診断の結果、「有所見者」とされた労働者に対して、医師等から聴取した意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、

- ・職場や業務内容の変更
- ・労働時間や時間外労働の短縮

等の適切な措置を講じなければなりません。産業医、保健師等の専門家等や、当該労働者からの意見を参考にしながら、労働者の不利益とならないよう留意し、措置の内容を決定してください。



小規模事業者のみなさま

無料

地域産業保健センターを活用しましょう！

■**地域産業保健センター（地域窓口）**は、労働者数50人未満の小規模事業所の事業者や、そこで働く労働者に対して、**産業保健サービス**を**無料**で提供しています。

- 《例》
- ・健康診断の結果についての産業医等からの意見聴取
 - ・健康診断の結果に基づく保健指導

働く人の元気が企業の元気につながります。企業の明るい未来のために、地域産業保健センターのサービスを活用して産業保健活動に取り組みましょう。

※島根県内の**地域産業保健センター**のお問い合わせ先

各地域窓口	管轄エリア	TEL
松江地域産業保健センター	松江市、安来市、雲南市（大東町、加茂町、木次町）仁多郡、隠岐郡	0852-23-2972
出雲地域産業保健センター	出雲市、大田市、雲南市（三刀屋町、吉田町、掛合町）飯石郡	0853-21-1225
浜田地域産業保健センター	浜田市、江津市、邑智郡	0855-22-0967
益田地域産業保健センター	益田市、鹿足郡	0856-31-0545

【島根産業保健総合支援センター公式HP】

<https://shimanes.johas.go.jp>

